

もしも自転車事故で加害者になってしまったら…

実際にあった自転車事故の賠償事例です。

Σ9,521万円賠償!!

男子小学生が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭髄骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地裁H25年7月4日判決)

万が一の自転車事故に備え、
京都市・京都府では

自転車保険に加入
しなければなりません

自転車が加害者となる事故で、高額賠償事例が全国的に相次いでいます。

万が一、事故を起こした時のため自転車保険に加入しましょう。

きょうと自転車保険専用コールセンター(京都府保険代理業協同組合)

0120-670-022

加入済みの方は、更新手続きをお忘れなく。

午前9時～午後6時(土日祝及び年末年始を除く)

京都市 自転車保険

検索

さらに詳しい情報はホームページをご確認ください。



道路交通法の改正により、
自転車乗車時の
ヘルメット着用が全年齢で努力義務化!

ヘルメットを着用しないと事故時の死亡率が**2.1倍**になります。
自転車事故による死者の**56%**が頭部を損傷しています。

(平成30年～令和4年、警察庁調べ)

自転車保険の加入確認は
裏面へ



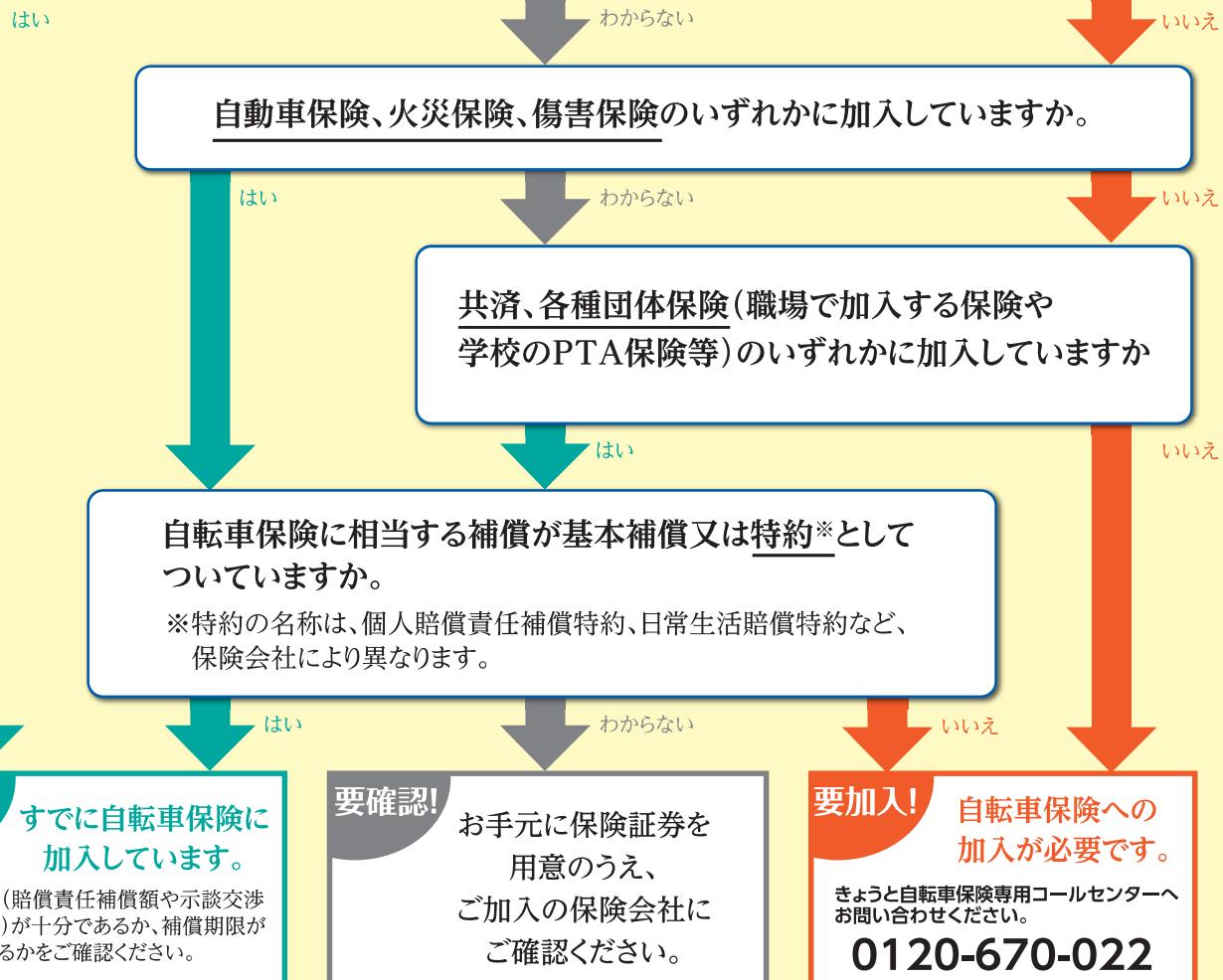
発行：京都市建設局自転車政策推進室
京都市印刷物：第054981号
発行年月：令和6年3月

自転車保険に加入していますか?

以下のチェックシートで、自転車保険への加入状況をご確認ください。

自転車を利用中の事故により、他人にけがをさせてしまった場合など、
相手の生命又は身体の損害を補償できる保険(自転車保険※)に加入していますか。

※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」等も該当します。



- ・分譲マンションにお住まいの場合、マンション管理組合が住人を対象に自転車保険に加入している場合がありますので一度、マンション管理組合にお問い合わせください。
- ・クレジットカード等にも、自転車保険に相当する補償がついている場合がありますので、カード会社等にお問い合わせください。

個人事業主の皆様へ

業務中の自転車事故は、個人で加入している保険(個人賠償責任保険等)では補償の対象外となります。
事業者向け保険(施設賠償責任保険)にご加入ください。

ストップ! 放置自転車

京都市では、自転車を道路や公園等の公共の場所に駐輪すると、放置自転車として撤去の対象になります。放置自転車は、全ての人にとって危険なものです。自転車で外出するときは、駐輪場を利用するなど、正しい場所に駐輪しましょう。下記のサイトで検索できます。なお、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)は、原付・二輪車の駐車可能な市営駐輪場等で受け入れています。



駐輪場検索はこちら
(京都市サイクリングサイト)



矢羽根マークの整備を進めています

京都市では、自転車が車道の左側を安全・快適に走行できるように、ベンガラ色で「矢羽根マーク」(自転車走行推奨帯)を順次整備しています。※矢羽根がない道路でも車道の左側を走行しましょう。

